

国保

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ
「人間ドック健診補助」と「はり・きゅう券」交付

☎ 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者で保険料の未納がない人に「人間ドック健診」の補助と、「はり・きゅう券」の交付を行っています。希望する人は、次の内容を確認してお申し込みください。

人間ドック健診補助

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で保険料を完納している人は、町を通して人間ドックを申し込むと、町が一律25,000円を補助します。

■受診機関

- ・日本赤十字社熊本健康管理センター
- ・済生会熊本病院健診センター
- ・熊本県総合保健センター
- 健診コース
標準コース、消化器コースなど21コースを準備しています(コースによって個人負担が異なります)。
※後期高齢者医療に加入している人で人間ドックを希望する人は、申請書を郵送しますのでお問い合わせください。

はり・きゅう券

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で保険料の未納がない人と、はり・きゅう療養費の支給を受けていない人は、はり・きゅう券

の交付申請をすると、1回の施術につき1,000円を町が負担します。

■交付枚数

- 1 国民健康保険加入者
1世帯につき年間60枚まで
- 2 後期高齢者医療加入者
1人につき年間30枚まで

■はり・きゅう券が利用できる施術所

- ・渡部はり・マッサージ(津久礼) ☎(232)4883
- ・東洋理学鍼灸治療院(津久礼) ☎(232)5628
- ・緒方鍼灸あんま治療院(辛川) ☎(232)2166

**人間ドック健診の補助
はり・きゅう券の交付**

■申請場所
健康・保険課または武蔵ヶ丘支所

■申請に必要なもの
印かん、保険証

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の人 ●70歳以上の非課税世帯などの人	加入している健康保険に「限度額適用認定証」の交付を申請してください	「認定証」を窓口で提示してください
70歳以上75歳未満で非課税世帯などではない人	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください
75歳以上で非課税世帯などではない人	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

国保

高額な外来診療を受ける皆さんへ
外来診療でも窓口での支払いが一定額にとどめられます

☎ 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

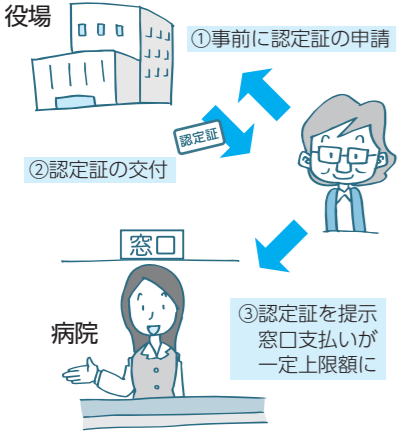
これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

●「認定証」を提示しない場合、従来どおり高額療養費の支給申請をする

と、窓口で負担した額と限度額との差額が、後日、ご加入の健康保険から支給されます。詳細はご加入の健康保険にお尋ねください。

●現在「認定証」をお持ちの場合、有効期限までの間はあらためて申請する必要はありません

4月1日以降は、お持ちの「認定証」を提示すると外来診療の場合でも限度額までの支払いにとどめられます。



予防

病気の早期発見のために
特定健診と健康教室をご利用ください

☎ 健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

1年に1回は特定健診を受けて、自分の健康状態を知りましょう。町では、生活習慣病を改善するための「健康教室」を行っています。

笑顔の生活のために： 受けましょう「特定健診」

「忙しくて受ける時間がない」「自覚症状は何もないから体は大丈夫」と、健診の機会を見送っていませんか。体からの危険信号の早期発見には、まずは健診を受けることが大切です。ぜひ1年に1回は健診を受けましょう。

生活習慣を見直すきっかけに： 活用しましょう「健康教室」

特定健診の結果、生活習慣の見直しが必要となった人は、健康教室が利用できます。町では、健診結果をお返しする際に、その案内をしています。健診は受けた後が大切です。ぜひ、生活習慣の見直しのために活用しましょう。

菊陽町の特定健診(40歳~74歳の国民健康保険加入者)の受診状況

平成21年度：35.0%
 平成22年度：35.4%
 国の目標：65%

特定健診後の「ヘルスアップセミナー」を受けて
 金丸忠義さん・幾代さん(東ヶ丘)

日頃から健康には関心を持ち、ウォーキングなど運動を心掛けていました。しかし、町の健康診断で夫婦ともLDLコレステロール値が高いという結果が出たため、セミナーに参加しました。

セミナーでは、一日にどのような食べ物をどのくらい食べればよいかという「自分の食事の適量」を知るためにカロリーやご飯の量を学習し、実際に薄味調理実習をしました。また、グループの話し合いの中で自分の目標を定め、実生活でも食事の改善と運動に取り組みました。半年ぶりの健診結果では、一部ではありますが、良い数値に改善されていました。

これからも勉強したことを思い出し、健康に気をつけたいと思います。このような機会を利用でき感謝しています。

消費生活

カシコイ消費者を目指そう
開運商品の次々販売にご注意を

☎ 総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112
 ☎ 熊本県消費生活センター ☎(383)0999

消費者が雑誌広告などを見て、開運プレスレットや数珠を購入すると「除霊のため」「運氣を上昇させるため」と、次々に開運商品を買っていきます。

相談事例

雑誌で「3日以内に願いがかないます」と書かれた数珠の広告を見て購入した。数珠に同封されていた手紙に、「使い方の説明があるので電話してください」と書いてあったので業者に電話をすると、スクラッチクジを買うように指示された。クジを買ったが外れだった。「運氣を上げるために水晶玉を送る」といわれたので、お金を振り込んだ。そして、言われたとおり水晶玉に毎日手をかざして祈り、再度スクラッチクジを買ったが当たらなかった。電話でその旨を伝えたら「財産に因縁がある。身の回りをきれいにしないと金運がつかない。浄化石を送るので、通帳にある全額を引き出してくるように」といわれた。もうやめたいと伝えたが、「娘の片腕がなくなったり、交通事故に遭ってもよいのか」といわれ、預金の全額で浄化石を買うことになったが、生活費がなくなるのでやめたい。

(契約当事者：宮城県・50代・女性)

アドバイス

- 1 お金を支払ったから運が開けるといふわけではありません。商品広告のうたい文句に惑わされず、商品を買ってからと理解した上で購入しましょう。
- 2 電話で不安をおおるようなことを言われたり、追加で高額な商品・サービスを勧められたりしても、購入する気がなければ、きっぱり断りましょう。
- 3 雑誌などを見て自ら業者に申し込んだ契約以後の、新たな勧誘によって契約した商品・サービスは、クーリング・オフできる可能性があります。クーリング・オフ期間内であったり、法廷書面の不交付または不備がある場合は、クーリング・オフを申し出ましょう。
- 4 不安をおおるような方法で次々に商品をお勧めされたり、業者が解約に応じない場合は、消費生活センターに相談しましょう。また、恐怖を感じるような方法で勧誘されたら、警察にも相談しましょう。